

## 高知大学医学部附属病院免疫難病センター規則

平成 29 年 3 月 14 日  
規 則 第 8 6 号

最終改正 令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 8 条第 6 項の規定に基づき、免疫難病センター（以下「センター」という。）の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全身性免疫難病に対する診断・治療に関すること。
- (2) その他全身性免疫難病に対する診断・治療に関する教育及び研究に関すること。

(部門)

第 3 条 センターに、その業務を分掌させるために次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 臨床解析部門
- (2) 基礎解析部門

(臨床解析部門)

第 4 条 臨床解析部門においては、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 全身性免疫難病に対する診断・治療の臨床的解析に関すること。
- (2) 全身性免疫難病に対する診断・治療に関する研究に有用な患者検体及び診療情報の収集に関すること。
- (3) 全身性免疫難病に対する診断・治療に関する研究の研究成果の評価及び臨床への還元に関すること。
- (4) 全身性免疫難病に対する診断・治療に係る診療科間の連携に関すること。

(基礎解析部門)

第 5 条 基礎解析部門においては、次の各号に掲げる業務を処理する。

- (1) 医療ニーズに基づく全身性免疫難病に対する診断・治療に関する研究の推進に関すること。
- (2) 患者検体を使用したオミックス解析などの基礎的な解析に関すること。
- (3) 全身性免疫難病に対する診断・治療に関する研究の研究成果の基礎的な解析手法に

よる確認に関すること。

(部門長)

第6条 各部門に部門長を置く。

- 2 部門長は、センター長が推薦し、病院長が指名する。
- 3 部門長は、センター長及び副センター長を助け、当該部門の業務を統括する。

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月12日規則第33号）

この規則は、平成29年12月12日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第38号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。